

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業崇仁北部第一地区土地
区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成27年 3月16日

京都市長 門川 大作

京都市規則第77号

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業崇仁北部第一地
区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業崇仁北部第一地区土地
区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の施行期日は、京都都市計画（京都国際文化観
光都市建設計画）都市計画事業崇仁北部第二地区土地区画整理事業の事業計画の決定の公
告があった日とする。

（都市計画局住宅室すまいまちづくり課）